

OpenRoads (Open Robot Operation and Design Specification)利用規約

この規約は、お客様(個人/法人を問いません)がスピーシーズ株式会社(以下「弊社」とします)の Open Robot Operation and Design Specification(以下「OpenRoads」とします)を利用するにあたって守るべき規約であり、本規約を遵守することを条件として OpenRoads の利用を許諾します。

第1条 定義

- (1) OpenRoads とは、ロボットアプリケーションの健全な発展を目指すことを目的に、誰もが自由に制限なくソフト作成の権利を持てるようにするためのものです。
- (2) OpenRoads とは弊社が開発、設計するロボットアプリケーション開発用ソフトウェアインターフェイスです。

第2条 知的財産権の帰属

- (1) OpenRoads を利用して開発されたソフトウェアアプリケーションに関し、ソースコードかバイナリコードかの区別なく、著作権はすべて作成者に帰属します。
- (2) OpenRoads ならびに弊社ロボットの知的財産権はすべてスピーシーズ株式会社に帰属し、他の者は無断コピー、改変、リバースエンジニアリング、無断販売などはできません。
- (3) Speecys は弊社の登録商標です。

第3条 使用許諾の範囲

- (1) OpenRoads を自由に使ってソフトウェアアプリケーションの作成が可能です。作成されたソフトウェアアプリケーションは貸与、譲渡、再配布も可能とします。ただし、OpenRoads を利用していることがわかるように配布媒体表面、梱包箱、マニュアルなど配布物とともに提供される文書 および他の資料に必ずこの旨を表示し、本規約を紙媒体または電子ファイルで添付することとします。

(表示例:本ソフトウェアはスピーシーズ株式会社の OpenRoads を利用して開発されています。)

- (2) 商用利用を可能とします。
 - ・エンドユーザーなどへのアプリケーションソフトの販売
 - ・Developer などへのソフトツールの販売
 - ・ソフトコンテンツの販売
 - ・OpenRoads をより便利にするAPIなどの販売 等

その際に弊社への届出は必要なく、ロイヤリティは発生しません。その場合のソフトウェアアプリケーション商品の品質責任等はすべて作成者にあることとします。届出があった場合は、弊社の告知物等で事例を紹介させていただくことがあります。

- (3) OpenRoads を利用したアプリケーション(ハード、ソフトを問わず)に関し、特許をとった場合でも、それは弊社や他の OpenRoads 利用者も無償で利用できます。機能や仕様のアイデアに関しても同様に、他者の利用を制限したり、ロイヤリティを発生させることはできません。
- (4) OpenRoads を他のハードウェア(ロボット)に適用(インプリメント)する場合は、スピーシーズ株式会社の許可を必要とし、ロイヤリティが発生することとします。
- (5) OpenRoads を利用して開発したアプリケーションはソースコードを開示する必要はありません。開示するのは自由です。

(6) OpenRoads は弊社により、適宜変更される可能性があります。

第4条 免責事項

- (1) 弊社はいかなる場合においても、OpenRoads もしくは関連資料を使用したこと、又は、使用できなかったことから生ずるいかなる損害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の消失・毀損またはその他の金銭的、精神的な障害を含むがこれらに限定されない)に関して、一切責任を負わないものとします。たとえば弊社がかかる損害の可能性について知らされていた場合においても同様です。
- (2) 他社特許侵害などにおいてスピーシーズ株式会社がなんら保証するものではありません。
- (3) その他、利用に関して生じる事故、トラブルなどの責任をスピーシーズ株式会社は一切負いません。

第5条 一般事項

- (1) OpenRoads を使用する以前に行われた宣伝、告知と該当システムの内容が異なる場合は、その宣伝、告知を無効として該当システムの内容が優先します。
- (2) この規約について不明な点はスピーシーズ株式会社が検討し、改定することとし、最新版の規約は弊社インターネットホームページ上に置き、誰もが閲覧可能とします。

第6条 使用権の終了

OpenRoads の利用に関しては本規約に従うものとし、お客様が本規約に違反した場合、弊社はお客様への本規約の適用を解除し、お客様の利用を終了するものとします。

第7条 準拠法及び管轄

本規約は、日本国法に準拠し、本規約に関連又は起因して生じる紛争は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

以上